

施政権転換時における公文書の移管実態
—沖縄返還時の琉球政府の行政文書を中心に—
Public Records at the Time of the Okinawa Reversion: The
Government of the Ryukyu Islands' Administrative Documents and
Their Transfer to Japan

学籍番号：201921642

氏名：西山 絵里子

Nishiyama Eriko

本研究は、沖縄返還時における琉球政府から日本政府に対する公文書等の移管実態を明らかにするものである。近年、接收された旧植民地時代の記録等、記録の作成・管理主体が消滅したときの資料群の散逸や滅失が問題となっている。記録の作成の文脈から切り離され、所有権が争われている資料群は、「Displaced Archives(移動させられたアーカイブズ)」と定義されている。日本においては、旧日本植民地関係の資料に係る研究動向があるが、それらは施政権が日本から他国に移ったアーカイブズ資料の研究であり、施政権が他国から日本に返還されたときのアーカイブズ資料の実態に係る研究は見られない。

本研究では、アーカイブズ機関が所蔵する一次資料を用い、次の3点から考察を行った。第一に、文書管理規程類の内容を分析し、琉球政府期の文書管理の変遷を明らかにした。第二に、日本政府及び琉球政府における沖縄返還時の公文書等の移管方針や事前調整を明らかにした。第三に、日本政府及び沖縄県に移管された琉球政府文書の残存状況を分析し、沖縄返還時の琉球政府から日本政府への公文書等の移管実態を明らかにした。

分析の結果、次の3点が明らかになった。第一に、琉球政府の文書管理には4つの画期があり、沖縄返還前から公文書等の保存に取り組んでいたこと。第二に、多くの公文書等の移管を求める日本政府と、大部分を沖縄県に移管しようとする琉球政府の移管方針との間には乖離があったこと。第三に、琉球政府は日本政府からの移管要請に応えず、大部分を沖縄県に移管し、日本政府には出入管理関係の限られた公文書等を移管したこと。

これらの分析から、日本政府に出入管理関係文書が移管された背景として、米国統治下との出入管理制度の違い及び日本政府の過去の経験を要因と考えた。また、本研究では、沖縄返還時の琉球政府文書の移管実態を、記録の文脈から切り離されずに沖縄県に大部分が移管、保存されたことから「移動させなかったアーカイブズ」と結論づけた。そして、沖縄返還時の公文書等の移管を巡る日本政府と琉球政府の関係は、現在の沖縄の社会問題を巡る日本政府と沖縄県との関係を映し出していることを示唆した。

研究指導教員：白井 哲哉 教授

副研究指導教員：Baryshev Eduard 助教